

校舎清掃業務委託特記仕様書

1. 総則

1. 名称：鷹巣技術専門校校舎清掃業務委託
2. 委託場所：秋田県立鷹巣技術専門校
秋田県北秋田市綴子字街道下191番地
3. 委託期間：令和8年4月1日から同9年3月31日まで。
4. 目的：本業務は、建築物の保全及び美観の維持を図り、常に衛生的で安全な環境を保持することを目的とする。

5. 委託内容

- (1) 日常清掃：鷹巣技術専門校管理棟、教室棟、体育館及び民間訓練支援棟の日常清掃業務。原則として週1回実施する。
 - (2) 定期清掃
 - ①床定期清掃：鷹巣技術専門校管理棟、教室棟、体育館及び民間訓練支援棟の床定期清掃業務。年1回実施する。
 - ②窓定期清掃：鷹巣技術専門校管理棟、教室棟、体育館及び民間訓練支援棟の窓定期清掃業務。年1回実施する。
- ※ ①、②ともにテクノスクールフェア（令和8年9月13日開催予定）の直前1か月以内に実施を予定。

6. 作業日及び時間

- (1) 日常清掃
 - ① 作業は、午前8時30分から午後5時までの間に行い、職員の執務に支障のないよう計画的に実施すること。また、特に定める場合のほか会議、来客等に支障のないよう実施すること。
 - ② 会議又は職員の執務等が午後5時までに終わらず、当日完了することが出来なかった作業については、翌日速やかに行うこと。
 - ③ 作業日については、学校行事等を考慮して事前に委託者と受託者が打ち合わせを行い、決定するものとする。
- (2) 定期清掃
委託者と受託者が打ち合わせを行い、作業日を決定するものとする。

7. 清掃従事者

- (1) 受託者は、建物内に清掃作業従事者を適正に配置して、委託者の執務に支障のないよう能率的に実施するものとする。
- (2) 作業員のうち1名は責任者とし、作業中における事故及び建物備品等の損防止等に注意するものとする。

8. 経費等の負担区分

- (1) この業務に関して、委託者がその費用等を負担し又は提供するものは次

のとおりとする。

- ① 清掃用具保管場所。
- ② 委託業務の実施に伴う光熱水費。
- ③ トイレトーパー、ゴミ袋、水石鹸、ゴミ回収に必要なロープ等の消耗品。

(2) この業務に関して、受託者がその費用等を負担するものは、次のとおりとする。

- ① 清掃資器材。ただし、清掃資器材についてはメーカー製品又は日本工業規格品を用いるものとする。
- ② ワックス、洗剤等。
- ③ 従業員の制服、名札。

(3) (1) 及び (2) 以外については、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。

2. 業務概要

1. 一般事項

(1) この業務は別紙「作業要領」に基づき実施するものとし、清掃区分は別紙「清掃業務区域一覧」のとおりとする。また、本仕様書に記載されていない事項は「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」によるものとする。

(2) この業務は (1) に定めるほか以下のとおり実施する。

- ① 床面の清掃にあたっては床面に適した機材を使用する。また、建物内の備品類で移動の困難なものは、移動しなくともよいものとする。
- ② 各場所の作業回数は別紙「清掃業務区域一覧」のとおりとする。
- ③ 建物内から発生する塵芥は、指定されたビニール袋等に入れて、指示された場所にまとめて置くものとする。

2. 細部事項

(1) 材質別による清掃方法

①カーペット系床類

カーペットは織目に土砂や埃がつきやすいので、日常清掃は、掃除機又はカーペットスーパー等で織目に入った土砂や埃を吸い取るものとし、定期清掃は、給湯器で高温・高圧をつくり微生物等を殺滅できるスチーム方式で作業を行うものとする。

② その他の業務については、委託者と受託者で協議の上決定する。